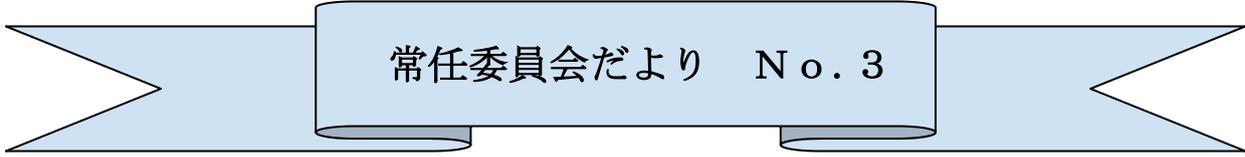


令和5年3月吉日

P T A 会員の皆様

根戸小学校 P T A
会長 山崎 光明



常任委員会だより No. 3

第3回常任委員会を開催いたしました。今回の常任委員会は、メールでの配信、Webでの承認という形で開催いたしました。

【議事】

1. 報告事項

各委員会の活動報告

→別紙の令和4年度年間活動報告書を参照してください。

2. 協議事項

会則改定について

【改定案1】慶弔規定の廃止

会則の第8章を全て削除します。削除する条文は以下になります。

第8章 慶弔規定

第16条 慶弔規定を次のように定める。

1. 当会員及びその配偶者または当校在籍児童が死亡したときは、弔慰金 10,000 円とする。
2. 当会員の当校児童が、交通事故・疾病障害による 2 週間以上の長期入院のときは見舞金 5,000 円、住宅火災のときは見舞金 10,000 円とする。
3. 学校教職員の婚姻時には、5,000 円の祝い金もしくは 5,000 円相当の記念品とする。
4. 学校教職員の転出・退職時には記念品を贈る。記念品の金額の上限は、4,000 円とする。
5. 前各項の他、特別な理由で支弁が必要と認められたときは、その都度常任委員会において協議決定する。

【改定案2】教職員からの会費徴収の廃止
第2章第6条を以下のように改定いたします。

(改定前)

第2章 会員

第6条 この会の会員は、次の会費を納めるものとする。
会費は、会員世帯月額 200 円とする。

(改定後)

第2章 会員

第6条 この会の保護者会員は、次の会費を納めるものとし、学校教職員は対象外とする。
会費は、会員世帯月額 200 円とする。

→会則改定案を提出しましたが、いただいたご意見を検討し拙速に改定するのは
好ましくないと判断し、継続して検討することといたしました。